

平成 31 年 (2019年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称 (氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日	明・大 昭・平	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人 (個人) 番号	あなたの氏名	世帯主の氏名					
市区町村長	給与の支払者の所在地 (住所)	あなたの個人番号	あなたとの続柄					
		あなたの住所又は居所	(郵便番号)				配偶者の有無	有・無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	老人扶養親族 (昭25.1.1以前生)	平成31年(2019年)中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由 (平成31年(2019年)中に異動があった場合に記載してください(以下同じ。))	
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)		あなたとの続柄 生年月日	特定扶養親族 (平9.1.2生～平13.1.1生)	円			
主たる給与から控除を受ける B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平16.1.1以前生)	1	あなたとの続柄 生年月日	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族	円			
	2	あなたとの続柄 生年月日	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族	円			
	3	あなたとの続柄 生年月日	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族	円			
	4	あなたとの続柄 生年月日	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族	円			
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 C	☐ 障害者	該当者 区分 本人 同一生計配偶者(注2) 扶養親族 寡婦 特別の寡婦 寡夫 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)		異動月日及び事由		
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						
他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等 D	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所		異動月日及び事由

○住民税に関する事項

16歳未満の 扶養親族 (平16.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	平成31年(2019年)中の所得の見積額	異動月日及び事由
1				平			円	
2				平			円	
3				平			円	

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

扶

給与の支払者受付印

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名	⑩
	給与の支払者の 法人番号			
	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所	



保

生命保険料 控除	保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 又は 年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧 の区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認印
					氏名	あなたとの 続柄			
一般の生命保険料							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a) 円	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	円	計(①+②) ③	(最高40,000円) 円
	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険 料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	円	②と③のいずれ か大きい金額 ④
介護医療保険料								(a) 円	
								(a) 円	
(a)の金額の合計額	C	円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)	円	⑤	(最高40,000円) 円
	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤) ⑥
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険 料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	円	⑤と⑥のいずれ か大きい金額 ⑦	円
	計算式Ⅰ(新保険料等) ※		計算式Ⅱ(旧保険料等) ※		生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)		円		
A,C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A,C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A,C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A,C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			

地震保険料 控除	保険会社等 の名称	保険等の 種類(目的)	保険期間	保険等の 契約者の氏名	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	地震保険料 又は旧長期 損害保険料 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認印
地震保険料 控除						地震 旧長期	円	
						地震 旧長期	円	
						地震 旧長期	円	
						地震 旧長期	円	
①のうち地震保険料の金額の合計額							②	円
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							③	円
(最高50,000円) + (③の金額(③の金額が 10,000円を超える場合は、 ③×1/2+5,000円) ※ ④の金額(最高15,000円) 円)							=	(最高50,000円) 円

社会 保険料 控除	社会保険 の種類	保険料支払先 の名称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			氏名	あなたとの続柄	
社会 保険料 控除					円
					円
					円
合 計 (控除額)					円

小規模 企業 共済 等掛 金控 除	種 類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
小規模 企業 共済 等掛 金控 除	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合 計 (控除額)		円

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書



所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)			(フリガナ)	
	給与の支払者の 法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。		あなたの氏名	(印)
	給与の支払者の 所在地(住所)			あなたの住所 又は居所	

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の 合計所得金額の見積額	*1	円 判 定	☐ 900万円以下 (A)	☐ 900万円超950万円以下 (B)	☐ 950万円超1,000万円以下 (C)	区分 I	(左のA～Cを記載)
------------------------	----	-------	--------------------------------------	--	--	---------	------------

配 偶 者	(フ リ ガ ナ) 氏 名	個 人 番 号			生 年 月 日		配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2		区分 II	(左の①～④を記載)
					明・大 昭・平		円			
		あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所			老 人 控 除 対象配偶者 (昭24.11.1以前生)		判 定			
					非居住者で ある配偶者		生 計 を 一 にする事実			
							☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上 (昭24.1.1以前生)	①		
							☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
							☐ 38万円超85万円以下	③		
							☐ 85万円超123万円以下	④		

合 計 所 得 金 額 の 見 積 額 の 計 算 表	あなたの 合計所得金額 (見積額)	所得の種類	収入金額等 ①	必要経費等 ②	所得金額 (①-②)
		給与所得 (1)	円		(注) 円
		事業所得 (2)			
		雑所得 (3)			
		配当所得 (4)			
		不動産所得 (5)			
		退職所得 (6)		(退職所得控除額)	(⑤-⑥) × 1/2 又は (⑤-⑥)
		(1)～(6) 以外 の所得 (7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額					⇒ 上記の*1欄 に転記して ください。
(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。					

配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額 (見 積 額)	所得の種類	収入金額等 ①	必要経費等 ②	所得金額 (①-②)	
	給与所得 (1)	円		(注) 円	
	事業所得 (2)				
	雑所得 (3)				
	配当所得 (4)				
	不動産所得 (5)				
	退職所得 (6)		(退職所得控除額)	(⑤-⑥) × 1/2 又は (⑤-⑥)	
	(1)～(6) 以外 の所得 (7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	
(1)～(7)の合計額					⇒ 上記の*2欄 に転記して ください。

控 除 額 の 計 算	区分 I	区分 II											
		A	480,000円	380,000円	380,000円	④(*2の見積額を参照してください。)							
						85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
		B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
		C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
		摘 要	配 偶 者 控 除		配 偶 者 特 別 控 除								

配偶者控除の額

円

配偶者特別控除の額

円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

給与の支払者の所在地等の所轄
税務署長とあなたの住所地等の
市区町村長を記載します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

扶
 給与の支払者受領

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○		(フリガナ) あなたの氏名 佐藤 和夫		サトウ カズオ		あなたの生年月日 昭和 43 年 10 月	
給与の支払者の法人(個人)番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5		あなたの個人番号 を記載します。		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6		世帯主の氏名 佐藤 和夫	
給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3		国内に住所を有せず、かつ、 現在まで引き続いて1年以上 国内に居所を有しない親族		年末調整の際に、送金額等を記載した扶養 控除申告書を作成して提出した、提出した この申告書に送金額等を追記します(送金		あなたの続柄 本人	

源泉控除対象配偶者及び
除対象扶養親族の個人番
を記載します。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成16年1月1日以前生）の扶養親族を記載します。

あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で、平成31年（2019年）中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成9年1月2日～平成13年1月1日生）の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(注1) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成31年(2019年)中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。

年齢16歳未満（平成16年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

控除を受ける他の所得者

際を受けるために提出するものです。
 省及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する
 のうちの1か所にしか提出することができません。
 をお読みください。

所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。

【控除対象扶養親族】

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

(参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	850,000円
	1,080,000円	380,000円
65歳以上	2,050,000円	850,000円
	1,580,000円	380,000円

氏名	フリガナ	個人番号	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	扶養対象外 国扶扶養親族	平成31年(2019年) 中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の 扶養親族 (平16.1.2以後生)	マツコ マサル 佐藤 勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 17・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		〇円	
2				平・	年齢16歳未満(平成16年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。			
3				平・				

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

給与の支払者の所在地等の
所轄税務署長を記載します。

平成 30 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

所轄税務署長 麴町	給与の支払者の 名称 (氏 名) 株式会社 ○○○○	(フリガナ) あなたの氏名 ワタナベ タダシ 渡辺 正
給与の支払者の 法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。 東京都千代田区霞が関3-1-1	あなたの住所 又は 居所 東京都港区芝5-8-1



この申告書
を受理した
給与の支払
者が、給与
の支払者の
法人番号を
付記します。
給与の支払
者が個人
の場合は、
給与の支払
者の個人番
号を付記す
る必要はあ
りません。

保険金等の受取人はあなた本人
又はあなたの配偶者や親族であ
ることが必要です。

金 等 の 受 取 人 新

保険料控除証明書等に記載され
ている新旧区分を記載してくだ
さい。

保険等の対象となった家屋等に居
住又は家財を利用している人は、
あなた又はあなたと生計を一に
する親族であることが必要です。

保 険 等 の 契 約 者 の 氏 名	地 震 保 険 料 又 は 旧 長 期 損 害 保 険 料 分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた割 合金額の控除後の金額)	給 与 の 支払者の 確 認 印
あなた の 氏 名 と 続 柄	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた割 合金額の控除後の金額)	①	
××火災 地震(建物) 5年	渡辺 正 (地震) 本人 旧長期	42,000 円	
▲▲火災 積立傷害 12年	同上 地震 本人 旧長期	14,800 円	
同上 同上	同上 同上 旧長期		

支払った保険料の新旧区分ご
との合計金額を記載してください。

●●生命 養老 10年 渡辺 正 渡辺 加美 妻 新旧 (a) 25,000 円	(a) 25,000 円	(a) 25,000 円
●●生命 養老 10年 同上 同上 同上 新旧 (a) 80,000 円	(a) 80,000 円	(a) 80,000 円
25,000円×1/2+10,000円 =22,500円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】	80,000円×1/4+25,000円 =45,000円 【計算式Ⅱ(旧保険料等用)】	

①のうち地震保険料の金額の合計額	②	42,000 円
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	③	14,800 円
②の金額 (最高50,000円) + ③の金額 (③の金額が10,000円を超える場合は、 ③×1/2+5,000円) ※	④	50,000 円

(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 25,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ① (最高40,000円)	22,500 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 80,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ② (最高50,000円)	45,000 円
①と②のいずれか大きい金額 ④		45,000 円
●●生命 介護医療保険料 介護 10年 渡辺 正 渡辺 加美 妻 新旧 (a) 80,000 円	(a) 80,000 円	(a) 80,000 円
80,000円×1/4+20,000円 =40,000円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】		
(a)の金額の合計額 C 80,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤ (最高40,000円)	40,000 円

社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合 計 (控 除 額)			

●●生命 年金 30年 渡辺 正 渡辺 正 本人 新旧 (a) 90,000 円	(a) 90,000 円	(a) 90,000 円
年金 30年 同上 同上 同上 新旧 (a) 30,000 円	(a) 30,000 円	(a) 30,000 円
90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】	30,000円×1/2+12,500円 =27,500円 【計算式Ⅱ(旧保険料等用)】	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 90,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ④ (最高40,000円)	40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 30,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤ (最高50,000円)	27,500 円
④と⑤のいずれか大きい金額 ⑥		40,000 円

種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合 計 (控 除 額)	

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
(源泉徴収義務者の方へ) 支払った保険料等の金額の合計額 を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円以下（収入がない場合）かつ年齢70歳未満の場合

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長 〇〇〇〇 株式会社
 給与の支払者の名称（氏名）
 給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8
 給与の支払者の個人番号

（フリガナ）
 あなたの氏名

キムラ トオル

木村 徹

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。

東京都千代田区神田錦

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。
 ※親族関係書類の添付等が必要です（扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。）。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します（配偶者に収入がない場合は、「0」を記載します。）。
 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 6,153,000 円 判定 ☒ 900万円以下(A) ☐ 900万円超950万円以下(B) ☐ 950万円超(C) 区分 I

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。
 ※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

個人番号 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
 生年月日 明・大 47 年 4 月 17 日
 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる ☐ 老人控除対象配偶者（昭和24.1.1以前生） ☐ 非居住者である配偶者 ☐ 生計を一にする事実

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 0 円
☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭和24.1.1以前生）
☒ 38万円以下かつ年齢70歳未満 区分 II
☐ 90万円超95万円以下 ☐ 95万円超99万円以下 ☐ 99万円超105万円以下 ☐ 105万円超110万円以下 ☐ 110万円超115万円以下 ☐ 115万円超120万円以下 ☐ 120万円超123万円以下

左の判定結果を記載します。

左の①～④を記載

あなたの合計所得金額の見積額	所得の種類収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得(1)	8,170,000		(注) 6,153,000
事業所得(2)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2又は(a-b)
(1)～(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	円 (一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額			6,153,000

配偶者の合計所得金額の見積額	所得の種類収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得(1)			(注) 0
事業所得(2)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)			
(1)～(6)以外の所得(7)			
(1)～(7)の合計額			0

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

（注）配偶者の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

区分 II		④(*2の見積額を参照してください。)									
区分 I	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	
A	380,000	380,000	360,000	310,000	260,000	210,000	160,000	110,000	60,000	30,000	配偶者控除の額 380,000 円
B	320,000	260,000	240,000	210,000	180,000	140,000	110,000	80,000	40,000	20,000	配偶者特別控除の額 円
C	160,000	130,000	120,000	110,000	90,000	70,000	60,000	40,000	20,000	10,000	
摘要	配偶者控除	配偶者特別控除									

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に、平成30年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（扶養控除等申告書を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円）を超える場合又はあなたの配偶者の合計所得の見積額が123万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- (3) 非居住者^(注1)である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」^(注2)及び「送金関係書類」^(注3)をこの申告書に添付してください（その配偶者に係る「親族関係書類」を扶養控除等申告書に添付し給与の支払者に提出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。）。
- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをいいます。
① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券（パスポート）の写し
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）
3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明らかにする書類
② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその配偶者が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

2 記載についてのご注意

- (1) 「給与の支払者の法人番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。
- (2) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」、「区分Ⅰ」欄には、「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」により計算した合計所得金額に基づき、それぞれ記載又はチェックをしてください。
- (3) 「個人番号」欄には、配偶者の個人番号を記載してください。
(注) 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (4) 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする配偶者が老人控除対象配偶者（合計所得金額の見積額が1,000万円以下であるあなたの配偶者（合計所得金額の見積額が38万円以下の配偶者に限ります。）で、年齢が70歳以上の人）に該当する場合には、「老人控除対象配偶者」欄に○印を付けてください。
- (5) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」、「区分Ⅱ」欄には、「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」により計算した合計所得金額に基づき、それぞれ記載又はチェックをしてください。
- (6) 「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」及び「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄には、あなたの収入金額等から必要経費等を差し引いた所得金額とあなたの配偶者の収入金額等から必要経費等を差し引いた所得金額をそれぞれ記載してください（「3 所得の区分」を参照してください。）。
- (7) 「区分Ⅰ」（A～C）及び「区分Ⅱ」（①～④）にそれぞれ記載した区分を、「控除額の計算」の表に当てはめて計算した控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

3 所得の区分

【①給与所得】 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は給与所得となります。

【給与所得の金額】

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額となります。

※ 給与所得の金額は、次の表により求めた金額となります。

（参考：給与所得の金額の計算方法）

給与等の収入金額（A）	給与所得の金額（C）
1円以上 650,999円以下	0円＝(C)
651,000円以上 1,618,999円以下	(A)－650,000円＝(C)
1,619,000円以上 1,619,999円以下	969,000円＝(C)
1,620,000円以上 1,621,999円以下	970,000円＝(C)
1,622,000円以上 1,623,999円以下	972,000円＝(C)
1,624,000円以上 1,627,999円以下	974,000円＝(C)
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①: (A) ÷4 (千円未満切捨て)＝(B) ⇒ ②: (B) ×2.4＝(C)
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①: (A) ÷4 (千円未満切捨て)＝(B) ⇒ ②: (B) ×2.8－180,000円＝(C)
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: (A) ÷4 (千円未満切捨て)＝(B) ⇒ ②: (B) ×3.2－540,000円＝(C)
6,600,000円以上 9,999,999円以下	(A) × 90%－1,200,000円＝(C)
10,000,000円以上	(A)－2,200,000円＝(C)

【②事業所得】 農業、林業、水産業殖業、製造業、卸売業、小売業、金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。

【事業所得の金額】

事業所得の金額は、総収入金額から必要経費（収入を得るために必要な売上原価、販売費・一般管理費その他の費用）を控除した後の金額となります。

(注) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、65万円から給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

【③雑所得】 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。

【雑所得の金額】

雑所得の金額は、次の(1)及び(2)を合計した金額となります。

(1) 公的年金等に係る雑所得 収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

（公的年金等控除額）

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額（A）	控除額
年齢65歳以上の人 （昭和29年1月1日以前生）	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	(A) ×25%+ 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) ×15%+ 78万5,000円
	770万円超	(A) × 5%+155万5,000円
年齢65歳未満の人 （昭和29年1月2日以後生）	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	(A) ×25%+ 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) ×15%+ 78万5,000円
	770万円超	(A) × 5%+155万5,000円

(2) 公的年金等以外の雑所得 総収入金額から必要経費を控除した金額

(注) 家内労働者等の必要経費の特例については、【②事業所得】の（注）と同様です。

【④配当所得】 株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託（公社債投資信託及び公社公債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。

【配当所得の金額】

配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した金額となります。

(注) 配当所得のうち、源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については、収入金額に含まれません。

【⑤不動産所得】 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。

(注) 借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金については譲渡所得や事業所得になるものがあります。

【不動産所得の金額】

不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費（貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費、借入金利子等）を控除した後の金額となります。

【⑥退職所得】 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。

【退職所得の金額】

退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1（退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、収入金額から退職所得控除額を控除した残額）に相当する金額となります。

（退職所得控除額の計算方法）

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円 × (A)（80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	800万円 + 70万円 × ((A)－20年)

(注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合には、上記の金額に100万円を加算します。

【①から⑥以外の所得】 その他の所得には次のようなものがあります。

(1) 譲渡所得（土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得）

(2) 山林所得（山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得）

(3) 一時所得（賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得）

(4) 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得

(注) 利子所得のうち預貯金の利子などの源泉分離課税の対象となるものと及び特定公社債の利子などの申告分離課税の対象となるもので確定申告しないことを選択したものは、収入金額に含まれません。

(5) 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等（源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。）

(6) 先物取引に係る雑所得等